

鶴ヶ島市告示第278号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により坂戸都市計画生産緑地地区を変更したことに伴い、特定生産緑地を変更したので、次のとおり公示する。

令和5年12月25日

鶴ヶ島市長 齊藤芳久



特定生産緑地（鶴ヶ島市）の変更

	位置	生産緑地 地区番号	特定生産緑地面積		指定期限日
			変更前	変更後	
1	大字下新田字一本松地内	第33号	約0.08ha	約0.06ha	令和14年12月9日

「区域は指定図表示のとおり」

特定生産緑地（鶴ヶ島市）指定図

